

高山村消防団第1分団本宿詰所整備事業
設計・施工一括発注公募型プロポーザル事業者募集要項

第1 プロポーザルの概要

1 趣旨及び事業目的

村民や来村者の安全安心を確保するために、消防施設の適切な維持保全が求められているところであるが、本事業は老朽化の著しい当該施設を整備するものである。

本プロポーザルは、当該施設に係る設計及び工事施工を一括して発注するための選定事業者（優先交渉権者）を選定するにあたり、適切な技術力及び豊富な経験を有する事業者を公募により選定するために実施するものである。

2 事業の概要

- (1) 事業の名称 高山村消防団第1分団本宿詰所整備事業
- (2) 敷地の概要
 - ① 建設地 高山村中山 655-1
 - ② 敷地面積 322.5 m²
- (3) 施設の概要
 - ① 延床面積 約 71 m²程度
 - ② 構造種別 木造平屋建
 - ③ 既存施設 木造平屋建約 50 m²程度の本屋及び附属下屋の解体
- (4) 業務の内容 設計業務（解体・新築）、工事監理業務及び建設工事
- (5) 提案上限額 15,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）
- (6) 履行期限 受注者は、原則として、令和3年2月末日までに施設を完成（検査含む）させるものとする。

3 参加者の資格要件

公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

① 共通事項

- ア 高山村入札参加資格業者名簿に登録され、高山村内に事業所を置く者。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に該当しない者。

- ウ 政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者
にあつては、当該事実があつた日から 3 年を経過している者。
 - エ 高山村建設工事等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 19 年 12
月 17 日制定）の規定による指名停止措置を受けていない者。
 - オ 高山村の事務事業からの暴力団排除に関する要綱（平成 25 年 3 月 25
日制定）の規定による指名除外を受けていない者。
 - カ 手形交換所による取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けて
から 2 年 間が経過している者。
 - キ 提案提出日前 6 月以内に手形又は小切手が不渡りとなっていない
者。
 - ク 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用申請をしたときは、
同法に基づ く裁判所からの再生手続開始決定がなされている者。
- ②設計者又は工事監理者の資格要件
- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による建築士事
務所の登録を受けている者。
なお、参加者で建築士事務所登録を受けていない者は、登録建築士事
務所を協力者とすること。
 - イ 配置予定の管理技術者は、公告日において、設計者の企業に 3 か月
以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、建築士法に基づく、一級
建築士又は二級建築士の資格を有する者。
また、工事監理者は、公告日において、工事管理者の企業に 3 か月以
上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、建築士法に基づく、一級建
築士又は二級建築士

③施工者の資格要件

- ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による建築工事
業に係る建設業の許可を受けていること。
- イ 配置予定の監理技術者は、公告日において、施工者の企業に 3 か月
以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該工事に専任で配置で
きる者。

4 選定方法

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）から本要項に基
づき提出された技術提案者等の書類を高山村消防団第 1 分団本宿詰所整備
事業設計・施工一括発注公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」
という。）において審査し、本事業の受注候補者として、選定事業者（優先
交渉権者）を選定する。

第2 事業に関する条件

1 受注者の業務範囲

本事業における受注者の業務範囲は次のとおりとする。

- (1) 設計業務
 - ① 施設の設計
 - ② 地質調査等施設の整備に必要な各種調査
 - ③ 施設の整備に必要な許認可及び建築確認等の手続き（関係機関との協議及び申請等の手続き）
 - ④ その他これらを実施する上で必要な関連業務
- (2) 工事監理業務
 - ① 工事の施工監理
- (3) 建設工事
 - ① 施設の建設工事の施工
 - ② 近隣対策・対応
 - ③ その他これらを実施する上で、必要な関連業務等

2 費用の負担

本事業における費用の負担は、次のとおりとする。

- (1) 村の負担
 - 本事業における村の負担契約額の合計は、原則として15,000千円（消費税および地方消費税を含む）を上限とし、かつプロポーザルに提出された価格提案書の提案価格（設計費、解体費、工事費、工事監理費）を超えない金額とする。
- (2) 受注者の負担
 - ① 受注者は、設計業務及び建設工事が完了するまでの間、当該業務に係る設計費用及び解体工事費用、工事費用、工事監理費用を負担する。
 - ② 完成図書の作成費用は、受注者が負担する。
 - ③ 各種の審査手数料については、受注者の負担とする。

3 設計及び施工に関する条件

(1) 設計業務の総則

① 業務の対象範囲

ア 受注者は、設計業務の内容について本村と協議し、業務の目的を達成すること。

イ 受注者は、業務の進捗状況に応じ、本村に対して定期的に報告を行うこと。

ウ 受注者は、各種申請等の手続きに係る関係機関との協議内容を本村に報告するとともに、各種許認可等の書類を本村に、提出すること。

エ 図面、工事費内訳書等の用紙、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、本村の指示を受けること。

オ 本村が議会や村民等に向けて設計内容に関する説明を行う場合や補助金等の申請を行う場合等、本村の要請に応じて説明用資料を作成するとともに、必要に応じて説明に関する協力を行うこと。

② 関係官公署との協議

受注者は、関係官公署と協議し、その指導等に従うこと。

③ 設計体制と管理技術者の設置・進捗管理

受注者は、設計業務の管理技術者を配置し、組織体制と合わせて設計着手前に以下の書類をもって本村に通知すること。

また、設計業務の進捗管理については、受注者の責任において実施すること。

ア 設計業務着手届

イ 管理技術者届（設計経歴書を添付のこと）

ウ 担当技術者・協力技術者届

④ 受注者は、現場確認等の事前調査を行った上で、設計着手前に詳細工程表を含む設計計画書を作成し、本村に提出して承諾を得ること。

なお、設計業務が完了した時は、設計業務完了届を提出すること。

⑤ 設計に係る書類の提出

設計完了時に、以下の図書を提出すること。

また、提出図書はデジタルデータ（CAD, Word, Excel, PDF 等）も提出すること。

(2) 事前調査業務

受注者は、設計に必要な地質調査等を受注者の責任において、必要な時期に適切に行うこと。

(3) 設計業務の内容

① 設計上の留意事項

- ア 本施設は、地域に親しまれるデザインとする等の工夫を行い、周辺の環境との調和を図るなど、地域の景観に配慮すること。
- イ 施設の長寿命化に配慮し、将来的な建て替え、解体も含めた総合的な環境負荷低減を図ること。
- ウ 施設のライフサイクルにわたって発生する廃棄物が削減され、適正使用・適正処理を図ること。
- エ 人体への安全性、環境への影響及び資源循環に配慮した建設資材を選定すること。
- オ 施設が消費するエネルギーを抑制し、自然エネルギーや資源の有効活用が図られ、総合的に環境負荷が低減されること。
- カ 施設建設や設備等による騒音・振動、風害及び光害の抑制など、周辺環境へ及ぼす負の影響が低減されること。
- キ 施設の地震災害及び二次災害に対して、構造体、建築非構造部材、建築設備等の安全性が確保されること。
- ク 火災に対して、人命、財産・情報における初期火災の拡大防止が図れること。
- ケ 水害に対して、人命などの安全が確保されること。
- コ 風に対して、人命の安全に加え、施設や機器等の機能確保が図られること。
- サ 外部からの侵入防止や犯罪等の発生防止が図られ、利用者のプライバシー、セキュリティが確保されること。
- シ 諸室等については、維持管理・運営を効率的かつ効果的に行うことができるように配置すること。
- ス 用途に応じた照度の確保や照明制御、自然採光など必要となる光環境が確保されること。
- セ 用途に応じた温湿度の設定や空調など必要となる熱環境が確保されること。
- ソ 用途に応じた換気や空気清浄度の確保など必要となる空気環境が確保されること。
- タ 利用者の健康等に悪影響を与えない衛生環境が確保されること。
- チ 必要な通信機能等に対応した情報処理機能が確保されること。
- ツ ライフサイクルコストの最適化を図りつつ、適切な修繕、更新等が行えること及び清掃、日常点検、保守点検等、維持管理が効率的かつ安全に行えること。

② 必要諸室

- ア 玄関
- イ 和室（19畳程度・押入れ1箇所）
- ウ 台所
- エ トイレ
- オ 更衣室
- カ シャワールーム
- キ 車庫（収納棚付き）

③ 諸室詳細

- ア 玄関
 - ・室内灯1箇所の設置
 - ・玄関の外に外灯及び赤色灯の設置
 - ・20足程度の長靴が置ける下駄箱（木製）の設置
 - ・靴を脱ぎ履きする場所（土間）の設置
- イ 和室（19畳程度）
 - ・コンセント4～5箇所の設置
 - ・室内灯（蛍光灯）4箇所の設置
 - ・テレビ線の差し込み口を1箇所設置
 - ・玄関との境に横開き戸を設置
 - ・中央部を長方形の掘り炬燵形式とし、フラットにもできるように板を設置
 - ・窓を2～3箇所設置し、2箇所については掃き出しとする
 - ・空調機（台所共用）、換気扇を各1箇所設置
 - ・押入れについては、2枚戸の横開き
- ウ 台所
 - ・室内灯及び手元灯を1箇所設置
 - ・ガス台、給湯器取付け、換気扇、ガス漏れ警報器、流しの設置
 - ・必要なコンセントの設置（アース共）
 - ・窓を1箇所設置
- エ トイレ
 - ・コンセントを1箇所設置
 - ・洋式とする
 - ・室内灯を1箇所設置
 - ・手前開き戸とする
 - ・窓を1箇所設置
 - ・換気扇を1箇所設置

オ 更衣室

- ・コンセントを1箇所設置
- ・室内灯を1箇所設置
- ・横開き戸とする
- ・窓を1箇所設置
- ・棚を設置

カ シャワールーム

- ・シャワーの設置（給湯ボイラー共）
- ・室内灯を1箇所設置
- ・アコーディオンドアとする
- ・換気扇を1箇所設置
- ・窓を1箇所設置

キ 上下水道

- ・上水道は、トイレ、シャワールーム、台所、屋外の4箇所設置
- ・下水道は、合併浄化槽へつなぎ込みとする

ク 車庫

- ・コンセントを3箇所設置
- ・消防車のサイズは、長さ 5630mm／幅 1890mm／高さ 2550mmとする
- ・多目的の収納棚を設置（木製2段以上）
- ・手動重量シャッターを設置
- ・シャッターはオーバースライダーを使用
- ・シャッターに施設名を印字する（デザイン要相談）
- ・室内灯（蛍光灯）を2箇所設置
- ・詰所と車庫との境に横開き戸を設置（鍵付き）
- ・換気扇を1箇所設置

ケ その他

- ・給湯器は、既存利用とする

④ 各種申請等

受注者は、施設整備に伴う各種申請の手続きを事業スケジュールに支障がないように、適切な時期に実施すること。

(4) 工事監理業務の内容

① 工事監理計画書の提出

工事監理者は、建設工事着工前に工事監理方針書、定例打ち合せ及び各種検査予定等を明記した詳細工程表を含む工事監理計画書を作成し、以下の書類とともに本村に提出して承諾を得ること。

ア 工事監理体制

イ 工事監理者選任届

ウ 工事監理業務着手届

② 工事監理業務

工事監理者は、本村に工事監理の状況を定期的に報告するとともに、本村の要請があった時には、随時報告を行うこと。

また、工事監理報告書を提出すること。

本村への完成検査報告は、工事監理者が行うこと。

(5) 建設工事の内容

① 対象範囲

受注者は、設計図書及び契約書等の書類に基づき、既存施設を解体撤去の上、本施設の建設を行う。

② 引き渡し

本施設全体の引き渡し日は募集要項記載のとおり。

なお、受注者が、不可抗力又は受注者の責めに帰すことができない事由により、工期の延長を必要とし、その旨を請求した場合は、延長期間を含め本村と施工者が協議して決定するものとする。

③ 業務遂行上の留意点

ア 関連法令を遵守し、各種基準等を参照して適切な建設工事計画を策定すること。

イ 騒音、悪臭、公害、粉塵発生、交通障害その他、本工事による近隣住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を実施すること。

ウ 近隣住民への対応について、受注者は本村に対して事前及び事後にその内容と結果を報告すること。

エ 近隣住民へ本工事の内容を周知徹底して理解を得るとともに、作業時間の了承を得ること。

オ 本工事に伴う影響（特に車両の交通障害・騒音・振動）を最小限に抑えるための工夫を行うこと。

④ 建設工事着工前

ア 本工事に伴う各種申請の手続きを事業スケジュールに支障がないように実施すること。

イ 着工に先立ち、近隣住民との調整及び周辺家屋調査等を十分に行い工事の円滑な進行と近隣住民の理解及び安全を確保すること。

また、問題があれば適切な対策を講じること。

ウ 受注者は、本工事着工前に詳細工程表を含む施工計画書等を作成し必要書類を本村に提出して、承諾を得ること。

なお、承諾願は、受注者が工事監理者に提出して、その承諾を受けたものを工事監理者が本村に提出・報告するものとする。

また、工事施工中の書類提出についても同様に遅滞なく提出すること。

⑤ 建設工事中

ア 各種関連法令及び建設工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って建設・工事管理を実施すること。

受注者は、工事現場に工事記録を常に整備すること。

イ 受注者は、工事監理者を通じて工事進捗状況を本村に定期的に報告するほか、本村から要請があれば、施工の事前説明及び事後報告を行うこと。

ウ 本村は、受注者が行う工程会議に立ち会うものとする。

エ 本工事中における当該関係者及び近隣住民への安全対策については万全を期すこと。

オ 本工事を円滑に推進できるように、近隣住民に対して、必要な工事状況の説明及び調整を十分に行うこと。

カ 原則として、本工事中に第三者に及ぼした損害については、受注者が責任を負うものとするが、本村が責任を負うべき合理的な理由がある場合にはこの限りではない。

⑥ 建設工事完成後

ア 受注者は、自己の責任及び費用において、自主完成検査を実施すること。

イ 受注者は、本村に対して自主完成検査結果を報告すること。

ウ 本村は、受注者の立ち会いの下で、完成検査を実施する。

エ 受注者は、設備機器の取り扱い説明書を本村に提出し、その説明を行うこと。

オ 受注者は、本村の行う完成検査の結果、是正・改善を求められた場合、速やかにその内容について是正し再検査を受けること。

カ 受注者は、本村による完成検査完了の通知に必要な完成図書を提出すること。

なお、提出時の必要部数及び体裁等は別途本村の指示による。